

不動産登記規則の一部を改正する省令案

不動産登記規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 登記記録等</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 登記に関する帳簿(第十七条―<u>第二十七条の六</u>)</p> <p>第四節 (略)</p> <p>第三章～第四章 (略)</p> <p>第五章 筆界特定</p> <p>第一節 総則(第二百六条)</p> <p>第二節 筆界特定の手続</p> <p>第一款 筆界特定の申請(第二百七条―<u>第二百十三</u>条)</p> <p>第二款 筆界特定の申請の受付等(第二百十四条―<u>第二百十七</u>条)</p> <p>第三款 意見又は資料の提出(第二百十八条―<u>第二百二十一</u>条)</p> <p>第四款 意見聴取等の期日(第二百二十二条―<u>第二百二十六</u>条)</p> <p>第五款 調書等の閲覧(第二百二十七条・<u>第二百二十八</u>条)</p> <p>第三節 筆界特定(第二百二十九条―<u>第二百三十二</u>条)</p> <p>第四節 筆界特定手続記録の保管(第二百三十三条―<u>第二百三十七</u>条)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節・第二節 (同上)</p> <p>第三節 登記に関する帳簿(第十七条―<u>第二十七条の三</u>)</p> <p>第四節 (同上)</p> <p>第三章～第四章 (同上)</p> <p>第五章 (同上)</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>第二節 (同上)</p> <p>第一款 (同上)</p> <p>第二款 (同上)</p> <p>第三款 (同上)</p> <p>第四款 (同上)</p> <p>第五款 (同上)</p> <p>第三節 (同上)</p> <p>第四節 (同上)</p> <p>第五節 (同上)</p>

第五節 筆界特定書等の写しの交付等（第二百三十八条―第二百四十一条）

第六節 雑則（第二百四十二条―第二百四十六条）

第六章 法定相続情報（第二百四十七条・第二百四十八条）

附則

（帳簿）

第十八条 登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあつては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一 三十四（略）

三十五 法定相続情報一覧図つづり込み帳

（法定相続情報一覧図つづり込み帳）

第二十七条の六 法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報

一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

第二十八条の二 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 五（略）

六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の年の翌年から五年間

第三十七条の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提

第六節（同上）

（新設）

附則

（帳簿）

第十八条 登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあつては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一 三十四（同上）

（新設）

（新設）

第二十八条の二 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一 五（同上）

（新設）

（新設）

供をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

## 第六章 法定相続情報

### (法定相続情報一覧図)

第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。)

又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報(次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。)を記載した書面(以下「法定相続情報一覧図」という。)の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

- 一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
- 二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

- 一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄
- 二 代理人(申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法第十条の二第三項に掲げる者に限る。以

(新設)

(新設)

下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 利用目的

四 交付を求めめる通数

五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号

六 申出の年月日

七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

3

前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）

二 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書

三 被相続人の最後の住所を証する書面

四 第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

七 代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を

証する書面

4| 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

5| 登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によつて法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6| 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

7| 前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができ。

2| 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定

（新設）

3| 前項の指定は、告示してしなければならない。  
するものを提出する方法により納付しなければならない。